

指定障害児通所支援事業所の長 様
(放課後等デイサービスを除く)

長野市保健福祉部障害福祉課長

就学前障害児の発達支援の無償化への対応について（通知）

標記の件については、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）が改正され、令和元年10月1日サービス提供分より、一定の年齢の就学前障害児について、障害児サービス利用時に保護者が支払う利用者負担額（契約により利用する場合）又は徴収金の一部（措置により利用する場合）が無償化されます。

については、指定障害児通所支援事業所（放課後等デイサービスを除く）におかれましては、別添「施設等利用給付事務等の実務フロー（抜粋）」等も参照の上、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 概要

(1) 無償化対象となるサービス

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設（指定発達支援医療機関を含む）

※放課後等デイサービスは、未就学児ではなく就学児が利用するため無償化の対象外です。

(2) 無償化対象となる期間

満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間

※具体例としては、下表右欄の生年月日の児童が、左欄のサービス提供時期において無償となります。

サービス提供時期	対象児童の生年月日
令和元年（2019年）10月1日 ～令和2年（2020年）3月31日	平成25年（2013年）4月2日 ～平成28年（2016年）4月1日
令和2年（2020年）4月1日 ～令和3年（2021年）3月31日	平成26年（2014年）4月2日 ～平成29年（2017年）4月1日

※就学猶予（免除）の対象児童については、年齢に関わらず小学校就学の始期に達するまで無償化の対象となります。

(3) 無償化対象となる費用の範囲

①契約により利用する場合

通所給付決定保護者が支払う利用者負担額

※世帯の所得状況により0円、4,600円、37,200円等を上限とするものです。

※おやつ代や食費、実習等の材料費などの実費で保護者が負担するもの及び医療型児童発達支援の医療費等については無償化の対象外です。

②やむを得ない措置により利用する場合

保護者が支払う徴収金の一部

※食費や医療費等については無償化の対象外です。

2 事業所における対応等

(1) 契約により利用している児童について

以下及び別添「施設等利用給付事務等の事務フロー（抜粋）」のとおり対応してください。

①無償化対象児童の保護者に対する周知について

無償化対象児童の保護者に対しては、市からも周知しますが、事業所においても現在利用している、又は新たに利用を始める保護者に対して、別添1「周知用チラシ」を適宜ご活用いただき無償化について周知してください。

②対象児童の判断について

原則として受給者証の「特記事項」欄の記載により無償化対象の有無を判断しますが、時期により以下のとおり判断してください。

・受給者証更新前（制度開始当初）

令和元年9月30日時点で既に受給者証が発行されている児童については、受給者証に「無償化対象児童」及び「対象期間」の記載がされていません。

この場合においては、上記1（2）を参考に、児童の生年月日により、事業所において無償化の対象となるかを判断してください。受給者証の更新により順次記載していきます。

・受給者証更新後等

新規発行又は受給者証の更新により、おおむね令和元年10月1日以降に受給者証が発行される児童については、別添2「受給者証更新後（表記例）」のとおり、「利用者負担に関する事項」における「特記事項」欄等に無償化対象であること及びその期間が記載されます。

「負担上限月額」欄については、受給者証更新後も本来の負担上限月額（世帯の所得状況により0円、4,600円、37,200円等）が記載されますので、必ず「特記事項」欄等の記載により確認してください。

障害児通所給付費の給付決定期間は1年間であるため、おおむね令和2年10月頃までには、全ての無償化対象児童について更新によりその旨が受給者証に記載され

る予定です。

③国民健康保険団体連合会への請求方法について

別添3「請求明細書(例)」のとおり、決定利用者負担額及び利用者負担額②の項目に0円を設定して請求することで、従来保護者に対して請求をしていた利用者負担額部分についても国民健康保険団体連合会から事業所に支払われることとなります。利用者負担額①の項目については、受給者証の「負担上限月額」欄に記載のある本来の負担上限月額を設定してください。

その他、請求におけるシステム入力について不明な点がある場合には、国民健康保険団体連合会に確認してください。

④無償化対象外となる費用の保護者への請求について

利用者負担額以外の費用(おやつ代や食費、実習等の材料費などの実費で保護者が負担するもの及び医療型児童発達支援の医療費等)については、無償化対象外であるため、引き続き保護者に請求してください。

(2) やむを得ない措置により利用している無償化対象児童について

別添「施設等利用給付事務等の事務フロー(抜粋)」p.38のとおり、やむを得ない措置により利用している対象児童については、市が措置入所児童の保護者から徴収する徴収金の一部が無償化の対象となりますが、事業所において行う事務手続きに原則として変更はありません。

3 その他

- (1) 無償化にあたっては、施設からの新たな届出等や保護者の新たな手続き等は不要です。
- (2) 無償化の対象となるのは令和元年10月支払分からではなく、令和元年10月サービス提供分からです。
- (3) 共生型の特例により指定を受けた事業所及び基準該当事業所についても無償化の対象となります。
- (4) 無償化対象児童については、令和元年10月サービス提供分から上限額管理が不要となるため、受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」欄に「有」と記載があっても、無償化対象期間中は上限額管理加算の算定を行うことができません。
- (5) 無償化に関する資料については障害福祉課ウェブサイト(事業者向け情報)にも掲載しています。

長野市保健福祉部障害福祉課
指定給付担当 甲田
電話 : 026-224-8382 (直通)
F A X : 026-224-5093
E-mail : shougai@city.nagano.lg.jp